

PPA 事業にかかる内容に関する質問及び回答

令和8年 1月 9日

次の事業について質問がありましたので、下記のとおり回答します。

事業名	中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)雲出川左岸浄化センター 太陽光発電設備導入事業(PPA)
-----	--

内容
<p>質問1</p> <p>現地確認の結果、「事業計画地」の距離と面積が合致せず、指定された範囲（道路にはパネルは設置できない）では 5,000 m²を確保できない。12/17 付 質問6の回答において「設置予定範囲については、仕様に示す位置で面積 5,000 m² として検討してください。今後、県側で測量の上、実施スケジュールに従って計画地の盛土、整地を実施します。測量後の盛土、整地工事に合わせて資料を提供いたします。」とあるが、5,000 m²を確保できない事業地で 5,000 m²として設計することはできないため、企画提案書提出前に、正確な距離と面積の事業計画地を明示いただきたい。また、企画提案書提出後に資料提供いただく測量結果に起因し、設置費用に変動が生じた場合、PPA 単価の変更は可能か。</p> <p>回答1</p> <p>事業計画地については、仕様書に示す形状および距離にて敷地（柵等の設置面積含む）を整備し、この範囲の中で太陽光発電設備（パネル、盤など）の設置面積 5,000 m²を確保します。</p> <p>なお、県が整備した敷地内で設置面積が 5,000 m²を確保できない場合、PPA 単価の変更を協議することができます。</p>
<p>質問2</p> <p>連絡管廊を経由して配線する提案について、仕様書 p.5 1.設計 ⑦に「既設ルートを使用する場合は、県と協議」とあるが、既設ラック・既設ルートの流用は可能か。</p> <p>回答2</p> <p>連絡管廊及び既設ラックの流用については、12月8日付けの回答②のとおりです。</p>
<p>質問3</p> <p>事業計画地の造成(盛土、整地)は県で実施であるが、その範囲と内容（地盤強度等を含む）をどのように想定してご提案すればよいか。</p> <p>回答3</p> <p>県で実施する盛土、整地については、事業計画地内で 5,000 m²を確保し、地盤は道路の路床と同程度の強度とすることを予定しています。</p>

質問4

新設盤を設置する場所は『送風機棟電気室』とあるが、現地確認にてより効果的であると考えられる電気室に新設盤を設置しても問題ないか。

回答4

新設盤の設置は送風機棟電気室にて行ってください。

質問5

送風機棟高圧単線結線図内にPPA事業でデジタルリレーを設置するよう記載されているが、不要と判断できる場合は設置無として提案することは問題ないか。

回答5

送風機棟で故障状況を確認する必要があるので、原則として仕様に示すデジタルリレーを設置することとして提案してください。なお、機能を満たす他の装置で確認できる場合には県との協議によることとし、詳細については、承諾後に決定となります。

質問6

仕様書 p.5 1. 設計 ⑭

『発電設備の故障警報を発報させる装置』を設置とあるが、中央監視室宛の発報メール送付先のメールアドレスはあるか。

回答6

中央監視室宛の発報メール送付先のメールアドレスはありません。

なお、発電設備の故障警報を発報させる装置とは、中央監視室にて下水処理場に係る監視を行っている作業員に警報音と表示を共に行い、太陽光発電設備の異常を知らせる機能を有する設備となります。

質問7

仕様書の図面内[送風機棟高圧単線結線図]

『特高受電設備』の記載があるが、PPA事業で将来の特別高圧受電への変更を見込んだ設計・施工、将来の追加工事を行うことはできない。そのため、特高の将来計画は考慮しない提案でよいか。

回答7

特高受電設備について考慮の必要はありません。

質問8

土日祝の工事は可能か。

回答8

建屋内(電気室、連絡管廊を含む。)については不可、建屋外については可とします。

質問9

仕様書 p.1 (1) 事業概要 ク

「発電設備は撤去して導入前の状態に戻すこと」とあるが、撤去費用は見込まず、「撤去なし」を前提としたご提案を行ってもよいか。また撤去が必須な場合、必要な撤去範囲をご提示いただきたい。

回答9

撤去は必須で、範囲は設置した太陽光発電設備や柵等の付帯設備の全てとし、現状復帰としてください。

質問10

PPA設備に必要な接地について、既設の接地を流用してもよいか。

回答10

電気室の接地について、流用は不可とします。

質問11

ハザードマップの考慮について、天災時の対応(リスク分担・責任区分等)はどうなるか。

回答11

仕様書5(1)ヶに示すとおり、「予想されるリスクと責任分担」(別紙1)において不可抗力である天災によるリスクは県と事業者で負担することとなっており、仕様書5(1)ヶに示すとおり、不可抗力による損害等の事案が発生したときは、県と事業者は費用の負担その他必要となる事項について協議し、その取扱いを定めることとなります。

質問12

第5-1号様式『実績』

「契約金額」の欄は提示はできないが、空欄や「開示不可」として提案してもよいか。その場合でも、採点には影響しないか。

回答12

「契約金額」の欄について提示できない場合、「開示不可」として提案してください。その場合において、採点には影響しません。契約書等、契約している事実を証明できる書類の提出をしてください。

質問13

連系に必要なトランスについて、「トップランナー変圧器」(2026)の納期が補助金活用のスケジュールに合わない可能性がある。納期によっては導入スケジュールにあった導入工事が難しい可能性があるため、対応方針を示してほしい。(事業者間で大きな差はないと思われる)

回答13

原則として導入スケジュールは遵守する必要がありますが、受注者の責めに帰すことができない事由により期日が間に合わなくなつた場合には協議によることとします。

質問 14

公募要項 p.2 4 参加条件(7)

『履行実績を証明するものとして、契約書、仕様書、図面、設備等が稼働していることを証明するもの（発電実績等）等を提出すること』とあるが、黒塗りした契約書の提示でこの参加条件を満たすことができるか。

回答 14

提出書類の中で開示できない部分については黒塗りか開示不可としても良いですが、貴社が本事業と類似の履行実績を証明する資料を提出してください。

質問 15

公募要項 P8 11 契約等(1)

基本協定書などの契約書類は、事業者毎に、契約形態や記載項目が異なることから、県が指定するフォーマットではなく、事業者が指定するフォーマットでの手続きを進めることができるように、協議を行うことも可能という認識で間違いないか。

回答 15

契約書類については県が作成する書類を基に、協議により定めていきます。

質問 16

公募要項 P9 11 契約等(2) (ア)

ご請求のシステムの関係上、供給電力量×税抜の契約単価を乗じたのちに、消費税等相当額を加算した金額が請求額となる（外税）。公募要領上では、「内税」での計算が指定されているが、「内税」に限定する場合は、応札することができない。この条件に対応が可能な特定の事業者に優位となる条件であるため、外税で対応することも可能という認識でよいか。

回答 16

公募要項 P9 11 契約等(2)ウ支払い条件の項について、次のように修正します。

毎月、指定した日に検針を行い、PPA 単価（税抜）に使用電力量を乗じた額に消費税及び地方消費税を外税で加算した額（円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）を本施設の管理業務を委託された者から事業者に支払います。

質問 17

仕様書 P5 5 事業実施について(3)イ.⑯

遠隔監視装置の内容は、指定はあるか。指定があればご教授いただきたい。一般的な、WEB 上で発電状況等を確認できる遠隔監視システムとする予定です。

回答 17

仕様を満たすものであれば遠隔監視装置の指定はありません。また、通信環境の整備や通信費等、稼働に必要な経費は事業者で負担してください。

質問 18

公募要項 P7 10 選定方法 (3)

評価項目及び配点等評価表について、(ウ) 実績の 1) 財務状況について、どのように評価が行われるのかをご教授いただきたい。(例:評価年度、項目について①~④のうち、4 つとも満たせば 120 点、3 つ満たせば 90 点 …など。

回答 18

財務状況の評価については、提出された資料において基準を満たした評価年度、項目の数を基に判断します。